3　締約国は、他の締約国の領域内の者に対し、郵便により直接に文書の送達を実施することができる。

4　この条約のいかなる規定も、締約国が自国の法令に従って実施する文書の送達を無効にするものと解してはならない。

5　この条の規定に従って文書を送達する場合には、翻訳文を添付することを必要としない。ただし、名宛人が当該文書の言語を理解することができないと認める場合には、被要請国は、当該文書について、自国の公用語又は自国の公用語の一により、翻訳し、又は要約を作成するための措置をとる。これに代えて、被要請国は、要請国に対し、当該文書について、被要請国、欧州評議会又は経済協力開発機構の公用語の一によって翻訳し、又はこれらの公用語の一による要約を添付するよう求めることができる。

第四章　全ての形態の支援に関する規定

第十八条　要請国が提供する情報

1　支援の要請には、適当な場合には、次に掲げる事項を明示する。

ａ　権限のある当局に要請を行わせた当局又は機関

ｂ　要請の対象となる者を特定することに資する名称、住所及び他の事項

ｃ　情報の提供を要請する場合には、要請国がその必要を満たすために希望する情報提供の形式

ｄ　徴収における支援又は保全の措置を要請する場合には、租税債権の性質及び内容並びに租税債権を徴収することができる資産

ｅ　文書の送達を要請する場合には、送達される文書の性質及び対象事項

ｆ　支援の要請が要請国の法令及び行政上の慣行に従って行われているか否か並びに当該要請が次条に定める要件に照らして正当であるか否か。

2　要請国は、支援の要請に関連するその他の情報を知るに至ったときは直ちに当該情報を被要請国に提供する。

第十九条　要請の拒否の可能性

被要請国は、要請国が自国の領域内において利用可能な全ての手段をとっていない場合には、その要請に応ずる義務を負わない。ただし、当該手段をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。

第二十条　支援の要請への対応

1　被要請国は、支援の要請に応じた場合には、要請国に対し、とった措置及び当該支援の結果をできる限り速やかに通報する。

2　被要請国は、要請を拒否する場合には、要請国に対し、その旨及び理由をできる限り速やかに通報する。

3　情報提供の要請に関し、要請国が希望する情報提供の形式を特定しており、かつ、被要請国がそれに応ずることができる場合には、被要請国は、要請された形式で情報を提供する。

第二十一条　対象となる者の保護及び支援を行う義務の限度

1　この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令又は行政上の慣行によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。

2　この条約は、第十四条に定める場合を除くほか、被要請国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

ａ　被要請国又は要請国の法令又は行政上の慣行に抵触する措置をとること。

ｂ　公の秩序又は被要請国の重要な利益に反すると被要請国が認める措置をとること。

ｃ　被要請国又は要請国の法令又は行政上の慣行の下において入手することができない情報を提供すること。

ｄ　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序若しくは被要請国の重要な利益に反することとなる情報を提供すること。

ｅ　要請国における課税について、一般的に認められている課税の原則又は二重課税の回避のための条約若しくは被要請国が要請国と締結したその他の条約の規定に反すると被要請国が認める場合に、そのように認める限りにおいて、行政支援を行うこと。

ｆ　この条約の適用が同様の状況にある被要請国の国民と要請国の国民との間の差別につながることとなる場合に、行政支援を行うこと。

第二十二条　秘密

1　この条約に基づき締約国が入手した情報は、当該締約国の法令に基づいて入手した情報又は情報を提供した締約国において適用される秘密に関する条件が一層厳格な場合には当該条件に基づいて入手した情報と同様に、秘密として取り扱う。

2　1の規定により入手した情報は、いかなる場合にも、締約国の租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関又は監督機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局のみが、当該情報をそのような目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、1の規定にかかわらず、情報を提供した締約国の権限のある当局の事前の許可を条件として、当該情報を当該租税に関する公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。ただし、二以上の締約国は、事前の許可の条件を免除することを相互に合意することができる。

3　締約国が第三十条1ａに定める留保を付している場合には、当該締約国から情報を入手した他の締約国は、当該留保の対象となっている区分の租税のために当該情報を使用してはならない。また、当該留保を付している締約国は、この条約に基づいて入手した情報を当該留保の対象となっている区分の租税のために使用してはならない。

4　1から3までの規定にかかわらず、締約国が受領した情報は、情報を提供した締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、当該情報を提供した締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。一の締約国から他の締約国に提供された情報は、当該一の締約国の権限のある当局の事前の許可を条件として、当該他の締約国から第三の締約国に送付することができる。

第二十三条　争訟の手続

1　この条約に基づき被要請国がとった措置についての争訟の手続は、被要請国の適当な機関にのみ提起する。

2　この条約に基づき要請国がとった措置、特に、徴収の分野に関連して、租税債権の存在若しくは額又はその執行を許可する文書に関してとられた措置についての争訟の手続は、要請国の適当な機関にのみ提起する。当該手続が提起された場合には、要請国は被要請国にその旨を通報し、被要請国は当該機関による決定が行われるまでの間、支援に係る手続を停止する。もっとも、被要請国は、要請国の求めがある場合には、徴収を確保するための保全の措置をとる。また、被要請国は、利害関係者から当該手続について通知を受けることができる。そのような通知を受けた場合には、被要請国は、必要に応じて、要請国と協議する。

3　争訟の手続における最終的な決定が下されたときは直ちに、状況に応じ、被要請国は要請国に対し、又は要請国は被要請国に対し、当該決定及び当該決定が支援の要請に及ぼす影響を通報する。

第五章　特別規定

第二十四条　条約の実施

1　締約国は、それぞれの権限のある当局を通じ、この条約を実施するために相互に通信する。権限のある当局は、この目的のために直接に通信することができ、かつ、自己に代わって行動する権限を下部機関に与えることができる。二以上の締約国の権限のある当局は、当該締約国間におけるこの条約の適用の方法について相互に合意することができる。

2　特定の事案についてこの条約を適用することにより重大な、かつ、望ましくない結果をもたらすと被要請国が認める場合には、被要請国及び要請国の権限のある当局は、相互に協議し、その状況を合意によって解決するよう努める。

3　締約国の権限のある当局の代表者から成る調整機関は、経済協力開発機構の支援の下で、この条約の実施及び発展について監視する。このため、当該調整機関は、この条約の一般的目的を推進する措置を勧告する。特に、当該調整機関は、租税に関する事項についての国際協力を強化する新たな方法及び手続の研究のための場として活動するものとし、適当な場合には、この条約の改正を勧告することができる。この条約に署名した国であって、この条約を批准し、受諾し、又は承認していないものは、当該調整機関の会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。